

答 申 第 529 号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる保有個人情報の一部開示とした決定（以下これらを「本件各処分」という。）は、妥当である。

第 2 審議会における判断及び答申

本件各審査請求は、同一の審査請求人が、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づいて実施機関に対して行った、介護認定審査会に関する保有個人情報の開示請求に対する一部開示決定に係るものである。

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容に類似する点が認められることから、審議会はこれらについて一括して判断し、答申を行うものとする。

第 3 審査請求に至る経過

1 審査請求①について

(1) 平成30年 8月 7日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、平成○年○月○日付け審査請求人あて介護保険要介護認定・要支援認定等非該当通知書にかかる調査員の職、氏名、所属及び介護認定審査会メンバーの職、氏名、所属及び審査会における議事録、発言録等の個人情報の開示請求（以下「本件開示請求①」という。）を行った。

(2) 同年 8月29日、実施機関は、本件開示請求①に対して、平成○年○月○日付け審査請求人あて介護保険要介護認定・要支援認定等非該当通知書にかかる介護認定審査会メンバーの職、氏名、所属が分かるものとして、審査請求人の本件開示請求①に係る審査を行った介護認定審査部会に係る名古屋市介護認定審査会委員出席記録及び当該部会に出席した委員の名古屋市介護認定審査会委員推薦書（履歴書）を特定し、審査会メンバーの職、氏名、所属を、審議に関する情報が開示されることにより、将来予定されている同種の審議に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあると考えられるため、条例第20条第 1項第 6号に該当することを理由に非開示とし、審査会における議事録、発言録等に該当するものとして審査会議事録

を特定し、開示とし、全体として一部開示決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

なお、平成○年○月○日付け審査請求人あて介護保険要介護認定・要支援認定等非該当通知書にかかる調査員の職、氏名、所属が分かる保有個人情報については情報提供を行っている。

- (3) 同年11月22日、審査請求人は、本件処分①のうち、審査請求人の平成○年○月○日付介護保険要介護認定・要支援認定等非該当通知書にかかる介護認定審査会メンバーの職・氏名・所属を非開示とした部分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

2 審査請求②について

- (1) 平成30年 8月24日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、審査請求人の介護認定に関する認定審査会で用いられた資料及び認定結果（判定に係る認定調査票も含む）、審査会議事録（介護保険システムに保存されている情報も含む）有効期間：平成○年○月○日（平成○年○月○日交付）審査会メンバーの職、氏名、所属、発言録の個人情報の開示請求（以下「本件開示請求②」という。）を行った。

- (2) 同年 8月29日、実施機関は、本件開示請求②に対して、平成○年○月○日交付の認定結果に係る審査会メンバーの職、氏名、所属が分かるものとして審査請求人の本件開示請求②に係る審査を行った介護認定審査部会に係る名古屋市介護認定審査会委員出席簿及び当該部会に出席した委員の名古屋市介護認定審査会委員推薦書（履歴書）を特定し、審査会メンバーの職、氏名、所属を、審議に関する情報が開示されることにより、将来予定されている同種の審議に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあると考えられるため、条例第20条第 1項第 6号に該当することを理由に非開示とし、認定審査会で用いられた資料及び認定結果（判定に係る認定調査票も含む）に係るものとして介護認定審査会資料、主治医意見書及び認定調査票（特記事項）を特定し、開示とし、発言録に該当するものとして審査会議事録を特定し、開示とし、全体として一部開示決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同年11月22日、審査請求人は、本件処分②のうち、審査請求人の平成○年○月○日付介護認定に関する認定審査会メンバーの職・氏名・所属を非

開示とした部分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求に係る処分の一部非開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求人は、平成〇年〇月〇日要支援〇、平成〇年〇月〇日要支援〇、平成〇年〇月〇日要介護〇、平成〇年〇月〇日要介護〇、平成〇年〇月〇日非該当通知があった。再度手続きをとった結果平成〇年〇月〇日要介護〇となった。平成〇年〇月〇日非該当処分については、過去の介護認定の経緯、平成〇年〇月〇日要介護〇からして常識では考えられない処分である。後に介護保険認定調査票を見ると、説明したと大きく違う内容であったにとどまらず、聞かれず説明もしていない事実と反することを勝手に記載していた。その点については、市は数年前から認定調査員の委託だけでなく再委託も認めるようになったため質が低下しているときいたことがあるが正にそのとおりだった。仮にそうであってもそれをチェックし正すのが介護認定審査会だが、全くチェック機能が働いていなかったのも情報開示請求したものである。

(2) 審査会議事録を見ると、内容がなく、具体性が全然ない。そのような杜撰な議事録ではなく議事録の記載方法はもっと具体性のあるものでなければならない。また、すべてのメンバーが同じ意見で誰も調査票に疑問を持たなかったのか、不思議である。そうであるなら、ろくでもないメンバーで、この点からもメンバーの氏名等を明らかにしておく必要がある。開示をしない理由として将来不当な影響を与えるおそれとしているが、審査中ならいざしらず、すでに処分がなされているのであるからその恐れはない。市にとって都合の悪いことを隠蔽しているだけである。

(3) 国民の知る権利は憲法によって保障された重要な権利である。したがって、これに反する情報公開制度の各法令は違憲であるし、法令の解釈においてもよほどの合理的理由がない限り公開しなければならないとの観点から解釈しなければならない。

- (4) 開示をしない理由として将来不当な影響を与えるおそれとしているが、それだけを理由にするのは誤った解釈で原則公開であるのであるから、将来不当な影響を与えるおそれがあることを市が具体的に示さなければならない。そのような理由はまったく示していない。この理由を安易に使うなら市において都合の悪いこと、隠蔽したいことの全てを不開示にできることになる。恣意的な行政を行う暗黒行政である。
- (5) 名古屋市個人情報保護審議会委員名簿、名古屋市情報公開審査会委員の氏名、役職等も公開されているし、その他の審議会、委員会メンバーの氏名、役職等は公開されている（県や国においても同様公開されている）。介護認定審査会メンバーの個人の住所や電話番号を開示せよと言っているのではなく、開示を求めているのは、氏名、役職等だけである。市の考え方によると、市議会議員の名簿も非公開になってしまう。そもそも審査会メンバーの名簿は、個人情報の保護に該当する情報でなく、公的情報である。公的な立場の者が逃げ隠れすることは許されない。
- (6) 他人に関する情報を開示しろと言っているのではない。自己に関する審査会議事録等は、個人情報ではなく、審査請求人に係る自己情報でその開示を求めているものであって、知る権利がある。個人情報保護を盾に非開示とすることは誤りである。
- (7) 弁明書の「要介護・要支援認定及び介護認定審査会について」は今まで一切説明がなかった内容で、もっと公にすべき内容である。
- (8) 審査会議事録は当たり障りのない内容で、市にとっては都合がよいが、議事録の名に値しない内容のないものである。
- (9) 弁明書において、「開示された文書に事実と反する記載がされていても…審査請求の趣旨を満たすことはできない。」としているが、ずさんな行政がなされていたら、それを正そうとするのは当然である。
- (10) 「請求人の評価・見解」としているが、市の評価・見解を具体的に説明しなければ弁明にならない。
- (11) 「独自の憲法解釈」としているが、現行法令はすべてその精神で貫かれている。独自の憲法解釈であることを具体的に説明しなければ弁明にならない。

ない。

(12)「介護認定審査会要綱」とあるが、介護認定審査会運営要綱はあったが不明。その要綱の何条か。「第三者」としているが、審査請求人は当事者である。「提供可能」としているが現在まで隠蔽している理由は何か。処分後は「等が意思決定…なくなる」のはそのとおり。「継続的に審査判定」といっているが、別の処分である。「将来…不当な影響」としているが、審査請求人はすでに具体的に不利益を受けている。「おそれ」というなら具体的に重大かつ明白な理由がなければならないが全く説明されていない。「おそれ」という理由ですべて隠蔽できるのであれば、裁判や他の審議会等もすべて非開示にできることになる。条例20条を市のように解釈できるのであれば、条例自体が憲法違反ということになる。この条例を正当化できるのは、「おそれ」を極めて限定的に解釈して運用する場合だけである。

第 5 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 要介護・要支援認定及び介護認定審査会について

要介護・要支援認定については、全国一律の基準に基づき、公正かつ的確に行われることが重要であることから、国が全国共通の各種テキストを作成しており、以下に述べる手順を経て判定を行っている。

(1) 認定調査員による認定調査等

要介護・要支援状態区分を判定するため、心身の状況や置かれている環境等の事項に関する認定調査を実施する。この際、調査に従事する認定調査員は、本人の身体機能・生活機能等を詳しく記録し、全国共通の74項目からなる基本調査（マークシート式）部分は一次判定の基礎となり、特記事項部分は二次判定の際の資料となる。

また、主治医意見書は身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等についてのものであり、主として介護認定審査会での二次判定の際の資料となる。

(2) 一次判定（コンピュータ判定）

74項目の基本調査の結果は、国が開発した全国共通の一次判定ソフトによりコンピュータで処理され、「介護の手間」の総量（要介護認定等基準時間）が推計され、この時間に基づき要介護・要支援状態に該当するか否か、該当する場合はどの要介護・要支援状態区分になるかが判定される。

(3) 二次判定（介護認定審査会）

名古屋市介護認定審査会は、要介護・要支援認定等の審査判定を行う機関であり、当該審査会に置かれた合議体である、要介護者等の保健・医療・福祉に関する学識経験を有する委員 3名で構成される審査部会において、基本調査結果と特記事項や主治医意見書の内容を確認し、矛盾（不整合）が見られる場合は、各認定項目の定義に基づき、基本調査の選択肢を修正する。矛盾（不整合）が見られなければ結果を確定する。そして、確定した結果を原案として、認定調査結果の特記事項や主治医意見書の内容を踏まえ、通常の例と異なる特別な介護の手間が発生しているか、要介護認定等基準時間は妥当であるかという観点から、要介護・要支援状態区分の審査・判定が行われ、介護が必要なものについては、要支援 1から要介護 5までの段階で区分される。

(4) 審査会議事録について

介護認定審査会での一次及び二次判定の議論の内容を記録したものである。

2 非開示事由の該当性について

(1) 審査請求人の開示を求めた理由について要約すると、「認定調査票の内容が調査時に説明した内容と大きく異なり事実と反する内容が記載されている。さらにその内容のチェックを行い正すのが介護認定審査会だが、全くチェック機能が働いていなかった」ことから、平成〇年〇月〇日付け介護認定審査会の情報を開示請求した、と読み取れる。しかし、開示された文書に事実と反する内容が記載されている審査請求をおこなっても、個人情報保護審議会では、文書の記載内容について審議することはできず、審査請求の趣旨を満たすことができない。

なお、要介護認定・要支援認定に関する処分に不服がある場合は、介護保険法（平成 9年法律第 123号）第 183条の規定に基づき、都道府県に設置されている介護保険審査会に審査請求できることを申し添える。

(2) 審査会議事録について、「内容がなく、具体性が全然ない。そのような杜撰な議事録ではなく議事録の記載方法はもっと具体性のあるものでなければならない。」「ろくでもないメンバーで、この点からもメンバーの氏名等を明らかにしておく必要がある。」とあるが、請求人の評価・見解であり、処分の妥当性については影響を与えないものである。

(3) 審査請求人は国民の「知る権利は憲法によって保障された重要な権利である。」という主張をしている。これについては否定しないが、その後の部分については独自の憲法解釈であり判断できない。

(4) 条例第20条第 1項第 6号は開示請求権と個人又は法人等の第三者の権利利益及び公共の利益の保護との調整を図るため、非開示とする情報について定めるとともに、実施機関は、開示請求があった場合、非開示情報に該当する情報が記録されている場合を除き、開示しなければならないという基本的な枠組を定めたものである。

本件につき、介護認定審査会は国の定める介護認定審査会要綱においても第三者に対して原則非公開とされている。介護認定審査会の審査会委員一覧は他の審議会と同様に公開されている。審査会委員の氏名、役職が知りたいとのことであれば、提供可能である。しかし、特定の審査会に出席している委員の情報を開示した場合、外部からの干渉、圧力等を受けて、率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。介護保険制度の根幹となる要介護認定が中立性を失うと市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるほか、介護保険制度の適正な遂行が妨げられる事態となることが考えられる。

行政における内部的な審議、検討又は協議に関する情報については、本市の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなるとはいえ、要介護認定には有効期間が設定されており、介護保険制度を利用する限り、継続的に審査判定を受けなければならないものであり、将来予定されている審議に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあると考えたため、条例第20条第 1項第 6号に該当する。

第 6 審議会の判断

1 争点

審査請求人の、平成○年○月○日付け介護保険要介護認定・要支援認定等非該当通知書にかかる介護認定審査会メンバーの職・氏名・所属及び平成○年○月○日付け介護認定に関する認定審査会メンバーの職・氏名・所属（以下これらを「本件非開示情報」という。）が条例第20条第 1項第 6号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることに鑑み、開示か非開示かは、条例の条文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第 1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 本件非開示情報について

本件非開示情報は、特定の年月日に特定の介護認定審査部会に出席した委員の職・氏名・所属であり、特定の介護認定審査部会の出席簿及び名古屋市介護認定審査会委員推薦書（履歴書）に記載されている。

なお、介護認定審査会の委員の氏名及び資格は市民情報センターにおいて公開されているが、各委員がどの部会に属しているかは明らかにされていない。

4 条例第20条第 1項第 6号該当性について

(1) 本号は、本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報の非開示情報としての要件を定めたものである。

(2) 本件非開示情報は、上記 3で述べた当該情報の内容及び介護認定審査会

が市長の附属機関であることを踏まえると、本市の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であると認められる。

- (3) 次に、本件非開示情報を開示すると、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるか否か検討する。

ア 名古屋市介護認定審査会は、上記第 5 1 (3) のとおりの機関であり、要介護度によって受けられる介護サービスやその負担額が異なることから、申請者等から高い関心を寄せられるものであり、その認定結果について市に対して疑問や苦情が寄せられることも少なくない。認定結果に対しての疑問や苦情が寄せられること自体は容易に想像でき、否定すべきものではない。

イ しかし、本件非開示情報のうち氏名に係る部分を開示すると、審査請求人の本件開示請求①及び本件開示請求②に係る審査を行った介護認定審査部会に属する委員（以下「本件委員」という。）が識別されることにより、当該委員が認定に対する申請者等からの圧力や干渉等を避けるため、率直に意見を述べることを控えたり、その結果として適正な判断がなされなくなるなど、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

ウ また、委員の職及び所属の中には、そのいずれかのみの開示であっても、既に市民情報センターで公開されている介護認定審査会全体の委員の情報等と照合することにより、特定の委員が識別され得るものがある。そのため、本件委員の職又は所属の開示がされるとなると、委員としては自らに対する圧力や干渉等を避けようとする心理が働くため、上記イのようなおそれが生じることを否定できず、委員の職及び所属を一律に非開示せざるを得ないとする実施機関の主張が不合理であるとまではいえない。

エ 当該部会における審査が既に終了していた場合であっても、当該部会に出席した委員の氏名等が開示されるということになると、委員は、常に自分の氏名等が申請者等に対して明かされるかもしれないという考えのもとで介護認定についての審査を行うこととなる。その結果、委員が率直な意見の交換を控えるおそれは否定できず、将来的な審査会での意

思決定に不当な影響を与え、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 以上のことから、本件非開示情報を開示すると、条例第20条第 1項第 6号に該当すると認められる。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件各処分 of 妥当性については、上記 4において述べたとおりであることから、当審議会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 7 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成30年12月25日	本件各審査請求に係る諮問書の受理
平成31年 1月25日	本件各審査請求に係る弁明書の受理
5月 7日	本件各審査請求に係る反論意見書の受理
令和 3年 9月24日 (第 276回審議会)	調査審議
令和 4年 4月22日 (第 283回審議会)	調査審議
8月 5日 (第 287回審議会)	調査審議
9月 2日 (第 288回審議会)	調査審議
10月 6日	答申